

基本仕様書

1 委託事業名

令和8年度フードドライブ等に関する普及・啓発事業等業務委託

2 事業目的

本業務は、食品ロス削減の取組みとして、市民が家庭の未利用食品を寄付する「フードドライブ」および、フードバンク団体が食品関連事業者の未利用食品を集め、必要とする団体へ提供する「フードバンク活動」の認知度向上と市民・事業者の行動変容を目的とする。

そのために効果的な広報を展開するとともに、食品ロス削減月間（10月）を中心に市内各地でフードドライブを実施するキャンペーンを実施する。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課 外

5 委託内容

使用する広報媒体及びプロモーション実施期間等を示した広報計画を策定し、発注者と協議のうえ実施すること。また、効果及び影響を把握するためのKPI（指標）を設定すること。

広報物制作を含む全体スケジュールを作成し、実施体制を整備すること。

(1) プロモーションの企画・実施

① 広報計画に基づくプロモーション企画の提案・実施

ア 策定した広報計画に沿って、プロモーション企画を提案・実施すること。

イ フードドライブ等の認知度向上と市民・事業者の行動変容を促す、動画 および、デジタルサイネージ用の静止画を制作すること。

(ア) 動画は30秒尺、60秒尺の内容とすること。

(イ) 静止画は、様々な媒体（SNS、デジタルサイネージ等）で活用できるようにすること。

ウ 新たに広告データや記事・動画等を制作する場合、制作に係る費用や業務（取材、撮影、素材入手など）も本業務に含むものとする。

エ ごみ減量推進課が保有する素材（動画・イラスト等）は必要に応じて提供する。

オ 食品ロス削減月間（10月）を中心に市内各地でフードドライブを実施するキャンペーンを周知するため、チラシ・ポスターを作成し印刷・納品すること。

カ 規格

(ア) チラシ：A4、両面カラー、コート紙 73kg、4,000枚

(イ) ポスター：B1（50枚）、A2（100枚）、B3（700枚）いずれも片面カラー、コート紙135kg

(ウ) 可能な限り再生紙を使用し、(一社)日本印刷産業連合会ホームページを確認の上、古紙リサイクル適正ランクAまたはBの資材を用いること。

(2) フードドライブキャンペーンの実施

① 食品ロス削減月間(10月)を中心とした広報・啓発

10月を中心に、フードドライブの実施を呼びかける広報・啓発活動を実施すること。

② 参加企業・スポーツ団体等(20団体程度)との連絡調整

ア 主な業務内容

(ア) 実施期間の確認

(イ) ポスターへのロゴ掲載可否の確認及び提供依頼

(ウ) 広報物(ポスター・チラシ等)の必要枚数確認、印刷、配送

(エ) 回収量の把握及び集計

(オ) アンケート実施協力依頼及び結果集計(「(4)②」に基づく)

(カ) その他必要な連絡調整

等

(3) フードドライブの実施

① 実施運営

ア 食品ロス削減月間(10月)を中心に、福岡市が指定する施設にて、延べ10日間、フードドライブを実施すること。

イ 実施時間は10時から19時とする。ただし、施設状況により変更する場合がある。

ウ 責任者及びスタッフを配置すること。

エ 回収状況の確認し、回収食品を適正に管理すること。

オ 回収実績を記録すること。

カ 回収した食品は受託者が一度持ち帰り、適正に保管すること。

キ 福岡市が指定するフードバンク団体に引き渡すこと。

② アンケートの実施・集計

ア オンライン及び紙媒体によるアンケートを作成すること。

イ 内容は、環境局ごみ減量推進課と協議の上、決定すること。

ウ フードドライブ参加者へのアンケートを実施し、結果を集計すること。

③ その他運営

ア 会場施設規則に従って運営すること。

イ 疑義が生じた場合は、速やかに、環境局ごみ減量推進課へ連絡し指示に従うこと。

④ その他留意事項

ア スタッフは体調確認の上、従事させること。

イ 会場が使用できない等の場合は、環境局ごみ減量推進課へ連絡し指示を受けること。

(4) 優良事例の調査・周知

① 優良事例の調査・とりまとめ

福岡県内でフードバンク団体等への食品寄付を行っている企業・団体等の取組内容や工夫を調査し、その結果をとりまとめること。

② 優良事例の周知・広報

調査結果を優良事例として、事業者や市民に周知するため、効果的な広報施策を提案すること。

(5) 成果物

① 広報用コンテンツ及び啓発ツール

「(2) ②」で作成した広報用コンテンツ及び啓発ツールを電子媒体（電子データは、PDF及びイラストレーター等加工可能データ）にて随時提出すること。

なお、必要に応じてPDFデータは市ホームページにそのまま掲載できる形（5MB以下）に変換したのも併せて提出すること。

② 実績報告書

ア 履行期間内に実施した業務内容をまとめた実績報告書を作成すること。

イ 別途、フードドライブキャンペーン報告書を作成すること。

（ア）参加事業者の実施日時・場所

（イ）キャンペーン期間中の回収食品量

（ウ）アンケート結果の分析（写真添付を含む）

ウ 報告書は pptx、doc、xlsx（及びPDF）で電子メールにより提出すること。

6 著作権の取扱い

- (1) この委託で制作されたもの（以下「制作物」という。）に係る著作権、複製権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権は、福岡市に帰属する。
- (2) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注予定者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (3) 発注者は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受注者または受注者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができる。ただし、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うこと。
- (4) 発注者は、制作物を他の広報物に使用でき、また、発注者が認める場合には、受注者は、第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (5) 制作にあたって利用する人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理する。

7 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

受託者は、業務上知り得た機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在所中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

8 再委託について

- (1) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部を再委託する場合であって、事前に書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

9 その他

- (1) 業務実施にあたっては、環境局ごみ減量推進課と十分協議・連絡を行うこと。
- (2) 事業目的達成のため、必要がある場合は委託上限額の範囲内で本仕様書の一部を変更・修正することができる。
- (3) 契約後、速やかに事業スケジュールを提出し、準備状況を随時報告すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、随時協議の上決定すること。

10 問い合わせ先

環境局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課

市役所内 13階

担 当：藤村、木村、岩崎

電 話：092-711-4039

F A X：092-711-4823

メール：gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp